省令

○経済産業省令第六十八号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第百九十五号）の施行に伴い、輸出貿易管理規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月十五日

経済産業大臣　世耕　弘成

輸出貿易管理規則の一部を改正する省令

輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線に付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　令第十二条第一号並びに第二号イ及びロの規定により輸出の承認の権限が税関長に委任されている貨物について、輸出の承認を申請しようとする者は、第一条第一項第二号の輸出承認申請書二通を税関長に提出しなければならない。 2　第一条第三項の規定は、令第十二条第二号イ又はロの規定により税関長が承認をする場合に準用する。 3　［略］	**第二条**　令第十一条第一号並びに第二号イ及びロの規定により輸出の承認の権限が税関長に委任されている貨物について、輸出の承認を申請しようとする者は、第一条第一項第二号の輸出承認申請書二通を税関長に提出しなければならない。 2　第一条第三項の規定は、令第十一条第二号イ又はロの規定により税関長が承認をする場合に準用する。 3　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十八号）の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行する。

規則

人事院規則一九―〇―一三

人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則

人事院は、国家公務員の育児休業等に関する法律に基づき、人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年九月十五日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を次のように改正する。

第三条第三号イ(2)中「第三条の三第三号において」を「以下」に改め、「いう。）」の下に「（第三条の四の規定に該当する場合にあっては、二歳に達する日）」を加える。

第三条の三第二号中「この条」の下に「及び次条」を加える。

第三条の五を第三条の六とし、第三条の四を第三条の五とし、第三条の三の次に次の一条を加える。

（育児休業法第三条第一項本文の人事院規則で定める場合）

第三条の四　育児休業法第三条第一項本文の人事院規則で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定官職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

一　当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日において国等育児休業をしている場合

二　当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事院が定める場合に該当する場合

第四条第七号中「こと」の下に「又は第三条の四の規定に該当すること」を加える。

第五条第一項中「掲げる場合」の下に「又は第三条の四の規定に該当する場合」を加える。

附　則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

告示

○総務省　農林水産省　国土交通省告示第六号

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十三条第二項において準用する同法第十一条第八項の規定に基づき、平成二十八年農林水産省告示第二号をもって公示した産業振興促進計画の変更を次のとおり認定したので、同法第十三条第二項において準用する同法第十一条第十項の規定に基づき公示する。

平成二十九年九月十五日

総務大臣　野田　聖子

農林水産大臣　齋藤　健

国土交通大臣　石井　啓一

一　産業振興促進計画の変更を認定した日　平成二十九年八月二十八日

二　産業振興促進計画の作成主体の名称　奄美市

三　産業振興促進計画の名称　奄美市産業振興促進計画

四　産業振興促進計画の区域　鹿児島県奄美市の全域。ただし、製造業については、奄美群島国立公園の特別保護地区、特別地域を除く。

五　変更後の産業振興促進計画における新たな記載事項　無し

○総務省　国土交通省告示第七号

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十三条第二項において準用する同法第十一条第八項の規定に基づき、平成二十八年農林水産省告示第三号をもって公示した産業振興促進計画の変更を次のとおり認定したので、同法第十三条第二項において準用する同法第十一条第十項の規定に基づき公示する。

平成二十九年九月十五日

総務大臣　野田　聖子

農林水産大臣　齋藤　健

国土交通大臣　石井　啓一

一　産業振興促進計画の変更を認定した日　平成二十九年八月二十八日

二　産業振興促進計画の作成主体の名称　大和村

三　産業振興促進計画の名称　奄美群島の振興を促進するための大和村における産業振興促進計画

四　産業振興促進計画の区域　鹿児島県大島郡大和村の全域。ただし、製造業については、奄美群島国立公園の特別保護地区、特別地域を除く。

五　変更後の産業振興促進計画における新たな記載事項　無し

○総務省　国土交通省告示第八号

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十三条第二項において準用する同法第十一条第八項の規定に基づき、平成二十八年農林水産省告示第四号をもって公示した産業振興促進計画の変更を次のとおり認定したので、同法第十三条第二項において準用する同法第十一条第十項の規定に基づき公示する。

平成二十九年九月十五日

総務大臣　野田　聖子

農林水産大臣　齋藤　健

国土交通大臣　石井　啓一